

令和4年2月7日

各医療関係団体事務局 御中

岡山県保健福祉部医療推進課

新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者のうち社会機能維持者の
待機解除の取扱いについて（一部改正）

保健福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、1月19日付けでお知らせしておりました新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者のうち社会機能維持者の待機解除の取扱いについて、別添のとおり一部変更がありました。

つきましては、内容を御了知いただくとともに、貴会所属会員への周知について、格別の御配慮をお願いします。

社会機能維持者の待機解除までの流れ

社会機能維持者の範囲(1)により、該当の事業の有無を確認
※①の事業に該当するか否かは、各事業者で判断してください。



該当あり



該当なし

業務への従事が事業の継続に必要な者(無症状)を選定

対象外



検査の実施

検査の実施主体・費用負担(自費検査)は、事業者です。
検査結果は、事業者が必ず確認してください。
県実施の無料検査の利用は認めていません。

<抗原定性検査キットにより検査を行うこと>

- 薬事承認済みのキット(2)を医薬品卸売業者等(3)から購入
購入の際に抗原定性検査キット優先供給に係る説明書(4)と確認書(4)を医薬品卸売業者等へ提出
検査体制が整っている医療機関等は確認書の提出不要
- 厚生労働省のWEB研修(4)を受講した検査管理者(自社従業員)等の管理下で検査を実施
検査時期 0日目:陽性者と接触 → 4日目:検査 → 5日目:検査
※2回連続で陰性の場合、5日目から解除が可能

陰性

- 本人に待機要請を行った保健所(5)へ電話連絡
連絡内容:本人の氏名、住所、検査日、抗原定性検査キットの製品名
- 保健所による待機解除の確認をもって、本人へ待機が解除された旨を伝達
- 本人へ陽性者と接触した日を0日として10日目までは、「業務への従事以外の不要不急の外出自粛」「通勤時の公共交通機関の利用回避」を説明
- 本人は10日間を経過するまで「検温など健康状態の確認」「リスクの高い場所の利用や会食等を避ける」「マスク着用」等の感染対策を行う

陽性

医療機関の受診を促す



本人から事業者へ
診断結果報告
(保健所への連絡不要)

事務連絡
令和4年1月19日
(令和4年1月31日一部改正)

県内関係事業者 各位

岡山県保健福祉部
新型コロナウイルス感染症対策室

新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者のうち社会機能維持者の
待機解除に関する取扱いについて

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、平素から御理解、ご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、オミクロン株の患者として取り扱われる陽性者の濃厚接触者については、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日（令和4年1月28日一部改正）厚生労働省事務連絡）により、待機期間が最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間とされるとともに、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下「社会機能維持者」という。）に限り、7日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機が解除できるととされました。

本県では、オミクロン株疑いの患者が既に陽性者の7割以上を占めていることから、厚生労働省事務連絡に基づく社会機能維持者の待機解除の取扱いを実施することとしましたので、お知らせします。

つきましては、社会機能維持者が所属する事業者におかれましては、次の点に留意の上、適切に待機解除の取扱いを実施してくださるようよろしくお願いいたします。

(主な改正箇所は**太字下線**)

記

1 社会機能維持者の待機解除の取扱い

- (1) 社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。
- (2) 無症状であり、**抗原定性検査キット**により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除するものであること。
- (3) 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、**4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能であること。**抗原定性検査キットは薬事承認されたもの（別紙1）を必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者（別紙2）から入手する場合は、当該確認書**及び抗原定性検査キット優先供給に係る説明書（別紙3）**を同卸売販売業者に提出すること。**また、検査体制が整っている医療機関等は、当該確認書の提出は不要であること。**

なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入するとともに、

使用期限内のキットを使用すること。また、本県が実施している新型コロナウイルス感染症無料検査事業による検査の結果をもって待機の解除は行わないものであること。

- (4) 事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。
なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。
- (5) 事業者は、当該社会機能維持者の陰性が確認された場合は、当該社会機能維持者へ待機要請を行った保健所（別紙4）に対し、その旨を電話で連絡（連絡内容：該当者の氏名、住所、検査日、抗原定性検査キットの製品名）を行い、保健所による待機解除の確認をもって、当該社会機能維持者へ待機が解除された旨を伝達すること。
- (6) 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、事業者から社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

2 社会機能維持者の範囲

社会機能維持者は、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の（別添）において継続が求められる事業に従事する者とする。

3 その他留意事項

- (1) 2の事業に該当するか否かは、事業者の判断で行うこと。
- (2) 検査対象とする社会機能維持者の選定は、事業者において行うこと。
- (3) 事業者が実施した取扱いに不備等がある場合は、待機解除はできないことがあること。
- (4) 医療従事者である濃厚接触者が医療に従事する場合は、今回の取扱いで待機が解除されるまでは、「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月13日付け厚生労働省事務連絡）に従うこと。
- (5) 県ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/page/759292.html>

(お問い合わせ先)

岡山県保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策室
総合調整グループ 電話：086-226-7960

【別紙1】

<薬事承認済みの抗原定性検査キット一覧（令和4年1月31日現在）>

	企業名	製品名
1	富士レビオ(株)	エスプライン SARS-CoV-2
2	デンカ(株)	クイックナビ- COVID19 Ag
3	(株)タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2 キャピリア SARS-CoV-2
4	アボット ダイアグノスティクス メディカル(株)	Panbio COVID-19 Antigen ラピッドテ スト
5	アドテック(株)	プロラスト SARS-CoV-2 Ag アドテスト SARS-CoV-2
6	ロシュ・ダイアグノスティクス (株)	SARS-CoV-2 ラピッド抗原テスト
7	富士フィルム(株)	富士ドライケム IMMUNO AG ハンディ COVID-19 Ag
8	アルフレッサ ファーマ(株)	アルソニック COVID-19 Ag
9	コージンバイオ(株)	KBM ラインチェック nCoV (ステ ィックタイプ)
<u>10</u>	<u>(株)ニチレイバイオサイエンス</u>	<u>COVID-19 and Influenza A+B 抗原コンボ テスト「ニチレイバイオ」</u>
11	東洋紡(株)	イムノアロー SARS-CoV-2
12	ロート製薬(株)	チェック MR-COV19 ドゥーテスト COV19
13	積水メディカル(株)	ラピッドテスト SARS-CoV-2
<u>14</u>	<u>デンカ(株)</u>	<u>クイックナビ-Flu+COVID19 Ag</u>
15	(株)マルコム	スタンダードQ COVID-19Ag
<u>16</u>	<u>富士レビオ(株)</u>	<u>エスプライン SARS-CoV-2&Flu A+B</u>
17	セルスペクト(株)	クオンパス COVID - 19 抗原検査キット
18	(株)ニチレイバイオサイエンス	イムノファイン SARS-CoV-2
19	(株)タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2 II キャピリア SARS-CoV-2 II
<u>20</u>	<u>コージンバイオ(株)</u>	<u>KBM ラインチェック nCoV/Flu</u>
<u>21</u>	<u>(株)ミズホメディー</u>	<u>クイック チェイサー SARS-CoV-2/Flu</u> <u>クイック チェイサー SARS-CoV-2/Flu A, B</u>

【別紙2】

<医薬品卸売業者等一覧>

事業者からの問い合わせに対応できる医薬品卸売業者等のリストです。(厚生労働省ホームページ「職場での検査に関する一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について」より抜粋)

なお、必ずしも掲載している医薬品卸売業者等から購入しなければならない訳ではありません。

医薬品卸売業者等	営業拠点の住所	電話番号等
(株)イースペース	岐阜県関市北福野町 1-3-23 エルニド 103	0575-29-8815
(株)イメージワン	東京都新宿区新宿 6-27-30 新宿イーストサイドスクエア West 6階	03-6233-3420
(株)エバルス	広島県広島市南区大洲 5-2-10	082-890-5676
(株)サンキ	広島県広島市西区草津港 3-3-33	082-501-0849
(株)スズケン	東京都千代田区岩本町 3-11-6PMO 秋葉原 5階	covid19@suzuken.co.jp
(株)セイエル	広島県広島市西区商工センター5-1-1	082-208-2120
ティーエスアルフレッサ(株)	広島県広島市西区商工センター1-2-19	082-501-0215
(株)福山臨床検査センター	広島県福山市草戸町 1-23-21	084-921-0120
(株)福山臨床検査センター 岡山支所	岡山県岡山市北区西古松西町 3-10	086-243-0595

【別紙3】

抗原定性検査キット優先供給に係る説明書

1. 購入希望事業者名 _____
2. 業種 _____
3. 購入希望事業者住所 _____
4. 本説明書の提出先の類型 医薬品卸売販売業者 ・ メーカー（直売） ・ 薬局
（該当するものに○）
5. 提出先事業者名 _____

6. 発注内容

対象（優先度）	数量	具体的用途
有症状者に対する 検査（行政検査） 優先Ⅰ		
濃厚接触者で 社会機能維持者である 方の待機期間解除に 係る検査 優先Ⅱ		
無料検査に係る検査 優先Ⅲ		
その他 （一般販売等）		

発注に当たり、上記の内容について間違いないことを確認しました。

提出日 : 令和 年 月 日
担当者名 : _____
担当者連絡先 : _____

【別紙4】

< 県内保健所一覧 >

社会機能維持者が検査で陰性であった場合は、濃厚接触者として待機を要請された保健所へ連絡してください。(平日 9 時～17 時)

保健所名	所管区域	電話番号
岡山市保健所	岡山市	086-803-1360
倉敷市保健所	倉敷市	086-434-9819
備前保健所	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	086-272-3934
備前保健所 東備支所	赤磐市、和気町、備前市	0869-92-5180
備中保健所	総社市、早島町	086-434-7072
備中保健所 井笠支所	笠岡市、里庄町、浅口市、矢掛町、井原市	0865-69-1675
備北保健所	高梁市	0866-21-2836
備北保健所 新見支所	新見市	0867-72-5691
真庭保健所	真庭市、新庄村	0867-44-2990
美作保健所	津山市、鏡野町、美咲町、久米南町	0868-23-0163
美作保健所 勝英支所	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村	0868-73-4054

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
 - ・ 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・ 理解度確認テスト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

1 使用にあたって

- ① **あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施**します。

(参考) 検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

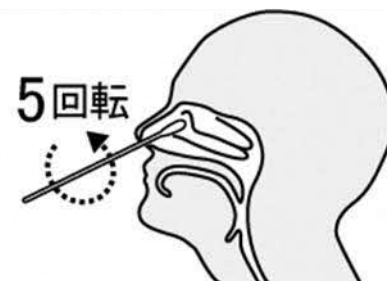
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html



- ② **鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査を行います。**

- ・鼻から綿棒を2 cm 程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



2 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm 程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5回程度回転させる
- ③ 5秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

<試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

<試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15 分～30 分程度）、キットを静置する

<結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

3 検査後の対応

判定結果	対応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限りさけるとともに、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

4 抗原定性検査キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
廃棄方法	ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf